

5 長薬発第 394 号
令和 5 年 7 月 4 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 藤森 和良

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う
消毒用エタノール関連事務連絡の廃止について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、日本薬剤師会から別添のとおり通知がありました。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用アルコールの需要が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応として、医薬品及び医薬部外品たる手指消毒用のエタノール並びに手指消毒用エタノール以外の高濃度エタノール製品（以下「高濃度エタノール製品」という。）を用いた手指消毒についての取り扱いが示されていたところですが、今般、流行状況の変化等を踏まえ、これら消毒用エタノール関連事務連絡を令和6年6月30日限り廃止することが示されたほか、高濃度エタノールに関する販売や広告等に関する監視指導の取り扱いが示されました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会(部会)会員にご周知くださいますよう、よろしく申し上げます。

なお、本会から通知した関連通知は下記のとおりです。

記

通知名	厚生労働省通知	本会通知 (日付・発出番号)
「消毒用エタノールの他の事業者への提供について」	令和 2 年 4 月 9 日付事務連絡	令和 2 年 4 月 14 日付 2 長薬発第 59 号
「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の取扱いについて」	令和2年4月16日付事務連絡	令和 2 年 4 月 20 日付 2 長薬発第 90 号
「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の取扱いについて (改定)」	令和2年4月22日付事務連絡	令和 2 年 4 月 24 日付 2 長薬発第 105 号

一般社団法人 長野県薬剤師会
事務局長 中島 / 保険医療課 桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075
E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

日薬業発第 115 号
令和 5 年 7 月 3 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノール関連事務連絡の廃止について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省 医政局 医薬産業振興・医療情報企画課ほかから別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本件は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用アルコールの需要が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応として、医薬品及び医薬部外品たる手指消毒用のエタノール並びに手指消毒用エタノール以外の高濃度エタノール製品（以下「高濃度エタノール製品」という。）を用いた手指消毒についての取り扱いが示されていたところです。

今般、流行状況の変化等を踏まえ、これら消毒用エタノール関連事務連絡を令和 6 年 6 月 30 日限り廃止することが示されたほか、高濃度エタノールに関する販売や広告等に関する監視指導の取り扱いが示されています。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。なお、本会よりお知らせした薬局・薬剤師関連の通知は以下のとおりとなります。

文書名	発出元	日薬通知（日付け・発出番号）
「消毒用エタノールの他の事業者への提供について」	令和 2 年 4 月 9 日事務連絡	令和 2 年 4 月 14 日付け日薬業発第 30 号
「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の取扱いについて」	令和 2 年 4 月 16 日付け事務連絡	令和 2 年 4 月 17 日付け日薬業発第 35 号
「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の取扱いについて（改定）」	令和 2 年 4 月 22 日付け事務連絡	令和 2 年 4 月 23 日付け日薬業発第 38 号

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 30 日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノール関連事務連絡
の廃止について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)
宛てに通知しましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知をいただくようお願いし
ます。

(別添)

事務連絡
令和5年6月30日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノール関連事務連絡
の廃止について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用アルコールの需要が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応として、医薬品及び医薬部外品たる手指消毒用のエタノール並びに手指消毒用エタノール以外の高濃度エタノール製品（以下「高濃度エタノール製品」という。）を用いた手指消毒については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」（令和2年3月23日厚生労働省医政局経済課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）、「消毒用エタノールの他の事業者への提供について」（令和2年4月9日厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改定）」（令和2年4月10日厚生労働省医政局経済課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の取扱いについて」（令和2年4月16日厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課連名事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改定（その2））」（令和2年4月22日付け厚生労働省医政局経済課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の取扱いについて（改定）」（令和2年4月22日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課連名事務連絡。以下「消毒用エタノール関連事務連絡」という。）において、新型コロナ

ウイルス感染症の影響を踏まえた取扱いを示していたところです。

今般、流行状況の変化等を踏まえ、本事務連絡は令和6年7月1日から適用することとし、従前の消毒用エタノール関連事務連絡は、令和6年6月30日限り廃止することとしましたので下記のとおり周知徹底をお願いします。

記

- (1) 本事務連絡は令和6年7月1日から適用することとし、従前の消毒用エタノール関連事務連絡は、令和6年6月30日限り廃止することとします。
- (2) 高濃度エタノール（60vol%以上）であって、「本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能」といった内容を製品の表示や広告等について記載するものについて、令和6年7月1日以降、未承認医薬品としてその販売や広告等を監視指導すること。